

県外産業廃棄物の市内最終処分協議書

(宛先)
大津市長

住 所
排出事業者 氏 名
電話番号
〔 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第3条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	名 称							
	所 在 地							
	産業廃棄物管理責任者の氏名							
発 注 者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限る。)	氏名又は名称							
	住所又は事業所の所在地							
	代表者(法人の場合に限る。)							
県内で中間処理をする産業廃棄物	種 類							
	数 量 (単 位)	()		()		()		
	石綿含有産業廃棄物の有無	1 石綿含有産業廃棄物を含む 2 石綿含有産業廃棄物を含まない						
県 内 で 中 間 処 理 を 行 う 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日						
市 内 最 終 処 分 の 受 託 者	産 業 廃 棄 物 収 集 ・ 運 搬 業 者	氏名又は名称						
		住所又は事業所の所在地						
		代表者(法人の場合に限る。)						
		許 可 番 号	市内				市外	
	産 業 廃 棄 物 処 分 業 者	氏名又は名称						
		住所又は事業所の所在地						
		代表者(法人の場合に限る。)						
		許 可 番 号						
中 間 処 理 を 行 う 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	名 称							
	所 在 地							
	処 分 の 方 法							
県内で中間処理を行おうとする理由		1 近隣に適切な処分場がないため 2 価格が安価であるため 3 収集運搬業者から紹介を受けたため 4 その他 ()						
最 終 処 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	名 称							
	所 在 地							
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型						
市内で最終処分を行おうとする理由		1 近隣に適切な処分場がないため 2 価格が安価であるため 3 収集運搬業者から紹介を受けたため 4 その他 ()						

受 付 印

- 1 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。
- 2 産業廃棄物収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
- 3 県内で中間処理を自ら行おうとする場合は、その旨を市内中間処理の受託者欄に記載すること。
- 4 県内で中間処理をする産業廃棄物の数量は、 m^3 、t、kg、klのうち該当するものを記載すること。
- 5 県内で中間処理をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
- 6 該当するものに○を付けること。